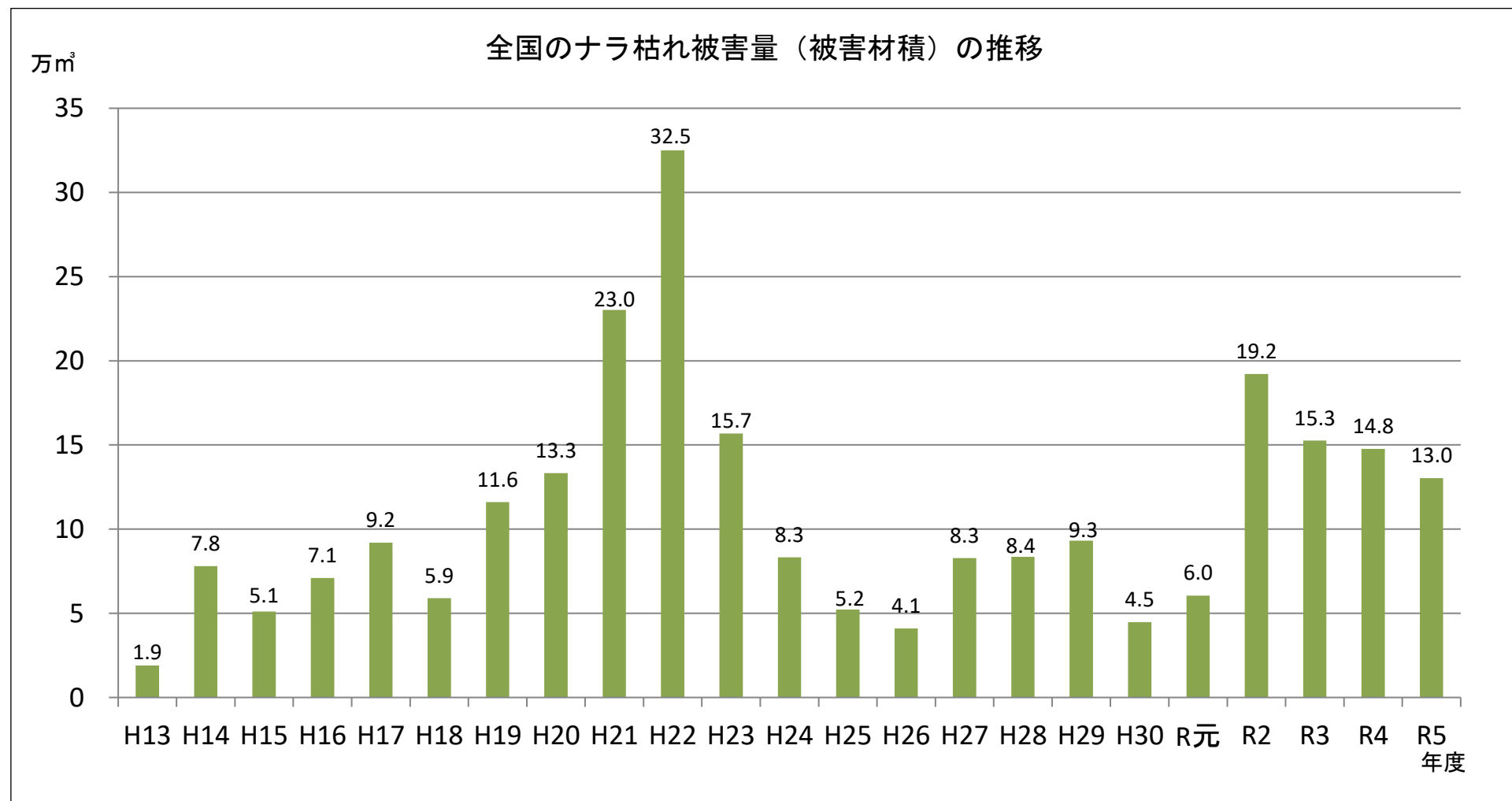




- 注 1 民有林（林野庁所管以外の国有林を含む。）については、都道府県からの報告による。
2 国有林（官行造林地を含む。）については、森林管理局からの報告による。
3 少数点以下第二位を四捨五入した。
4 四捨五入により、「都道府県別ナラ枯れ被害量（被害材積）の推移（総数）」の合計値と一致しない場合がある。